

広島市立北部医療センター安佐市民病院

患者家族等宿泊施設

利用案内

1. 設置目的

広島市立北部医療センター安佐市民病院患者家族等宿泊施設（以下「宿泊施設」といいます。）は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（以下「本院」といいます。）に通院されている患者さんとその家族が宿泊を必要とする場合に利用していただくための施設です。

宿泊施設は、全4室（バス・トイレ付）あります。

2. 利用者の範囲

- ① 本院通院治療センターに通院するがん患者とその家族（付添い等）で、通院治療のため一時的な宿泊が必要と医師が認めた者
- ② 本院で日帰り手術を受ける・受けた患者とその家族（付添い等）で、一時的な宿泊が必要と医師が認めた者
- ③ その他病院長が認めた者

3. 利用期間・利用時間

利用期間

- ・30日以内（医師が治療のため必要と認めた場合、延長可能）

利用時間

- ・チェックイン 午後3時から
- ・チェックアウト 午前10時

※日帰り利用はできません。

4. 利用料金・利用人数

利用料金

1泊 2,000円（税込）／室

- ・利用料金は前払いとなります。

利用人数

- ・1室につき原則2人まで

5. 利用の申込み

利用の予約及び申込み

- ① 利用希望者は、利用する日の前月から前日までに利用の予約（担当医師に申出）をしてください。なお、土曜日、日曜日及び休日（8月6日、12月29日～1月3日を含む。）の受付は行っていません。
- ② 利用を希望される方は、医師または看護師に空き状況を確認してください。
- ③ 希望される日程で空室がありましたら、利用当日、各診療科に置いてある宿泊施設利用申込書（以下「利用申込書」という。）に必要事項を記入し、医師の承認を得たうえで申込窓口へ提出してください。
- ④ その際、所定の利用料金をお支払いください。
- ⑤ 利用料金の納付が完了しましたら、宿泊許可証・領収書・鍵をお渡しします。

申込窓口

総務課総務係（2階事務室）

受付時間：平日8時30分～17時

※満室により利用いただけないこともありますので、予めご承知おきください。

※土日休日の鍵の受け渡しは守衛室で行います。

6. 利用の変更・取消し

- ・申込み内容を変更または取消しをする場合は、担当医師に申出を行い、承認を得たうえで宿泊施設利用変更申込書を提出してください。
- ・変更により追加の利用料金が発生する場合は、変更申込書を提出する際に追加料金をお支払いください。（利用料金の超過が発生する場合は返還します。）

7. 利用料金の返還

既に納付された利用料金は、次の場合を除き返還いたしません。

- ・天災等やむを得ない事由により利用の取消しの申し出があった場合
- ・6の利用の変更・取消しにより利用料金が超過となった場合

8. 入館方法

- ・ 宿泊施設の入口（建物西側）は施錠されていません。
- ・ 利用料金の納付後にお渡しする鍵で部屋にお入りください。
- ・ チェックイン 午後3時から
- ・ チェックアウト 午前10時

9. 利用上の注意

禁煙について

- ・ 宿泊室など建物内は、完全禁煙です。
- ・ 同宿者の安全やお互いに気持ちよく建物内で過ごしていただくため、ご理解の上、失火や受動喫煙の防止に、完全禁煙を遵守願います。

食事について

- ・ 宿泊施設では、食事の提供を行っておりません。
- ・ 宿泊室には IH ヒーターが設置されています。
- ・ 自炊される方は、火気の取扱いに十分ご注意ください。

準備していただくもの

- ・ 食料品・調味料・洗剤・石鹸・シャンプー等の消耗品、タオル・スリッパ等の備品にないものは、利用者が準備してください。また、これら持ち込まれたものは全てチェックアウトの際にお持ち帰りください。

駐車場について

- ・ 宿泊施設敷地内1～4番の駐車場をご利用ください。

貴重品について

- ・ 外出される際には、現金・時計などの貴重品は必ず携帯してください。万一、盗難や紛失が発生した場合、宿泊施設として責任を負いかねますので、十分ご注意ください。

清掃・シーツ交換について

- ・清掃・シーツ交換は利用者の入れ替わり時（チェックアウト後）に行います。
- ・利用中、室内、トイレ、浴室等の清掃が必要な場合は各自でお願いします。
- ・台所、ユニットバスも含め、常に清潔に保つようお願いします。
- ・連泊の場合は、利用者の意向に応じて清掃に入ります。

ゴミについて

- ・チェックアウト後に回収しますので、室内のゴミ箱へ入れてください。

電話について

- ・宿泊施設には固定電話があります。
- ・体調不良、設備不良等の緊急事態が発生した場合は、下記連絡先まで室内固定電話で連絡してください。

082-815-5211（病院代表電話）

※体調不良の際は、利用者自身で本院に来院し受診する必要があります。

宿泊施設での診療はできませんので、あらかじめご了承ください。

10. 利用終了後に行っていただくこと

- ・チェックアウトの際は、守衛室に鍵を返却してください。
- ・宿泊中に出たゴミは、まとめて室内のゴミ箱へ入れてください。
- ・冷蔵庫内は空にして、掃除してください。
- ・退室時には、各自で清掃の上、元の状態に戻し、窓の施錠、冷蔵庫以外の電化製品のスイッチが「切」になっていることを確認してください。

11. 禁止事項について

以下のことを禁止しておりますので、遵守してください。守っていただけない場合、以後のご利用をお断りし、退去いただきます。

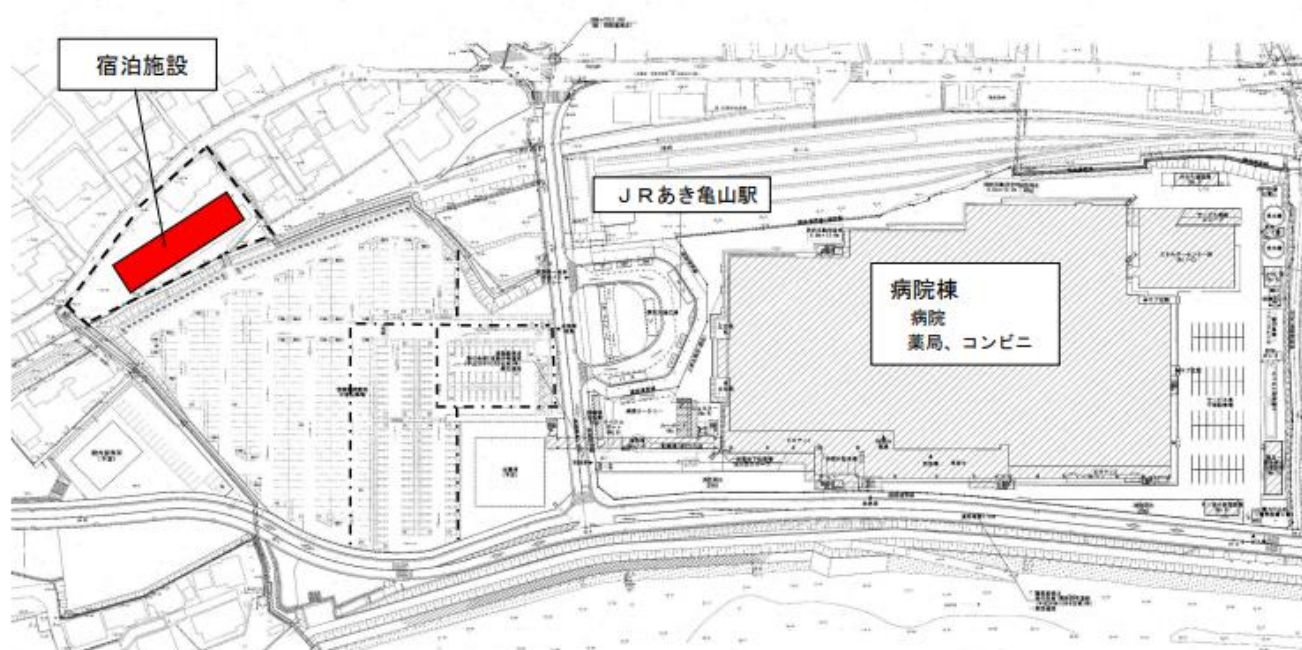
- ・敷地内での飲酒・喫煙
- ・利用許可者以外の入室
- ・宿泊施設内の損壊、器具・物品の移動や持ち出し

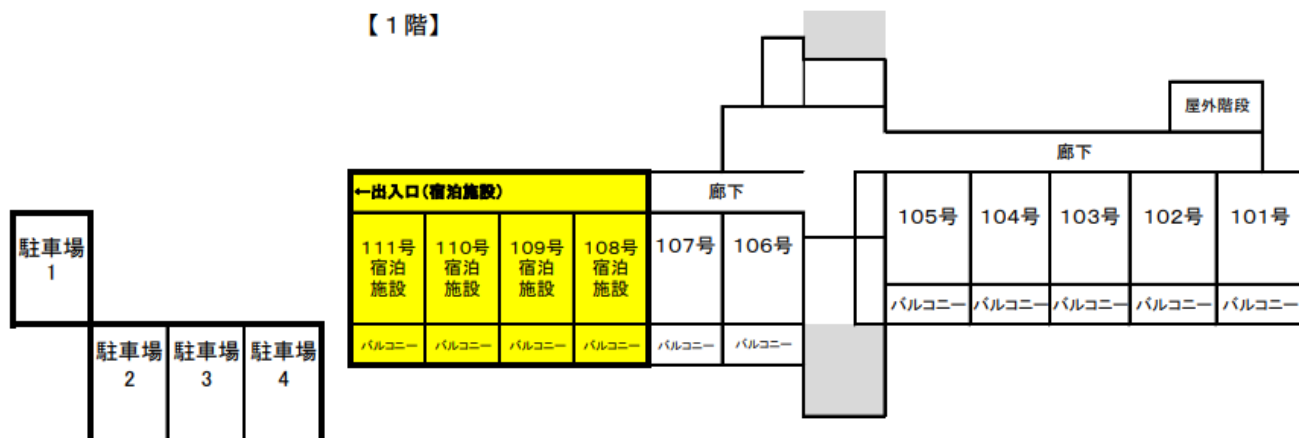
- ・石油ストーブ・コンロ等の火気類、危険物、動物の持ち込み
- ・他の利用者、近隣の住民に迷惑をかけるような行為
- ・宿泊施設内外への張り紙、画鋏、釘などの打ち付け
- ・その他病院長が必要と認めた事項

12. 宿泊室内の設備・備品概要

テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、エアコン、IHヒーター、Wi-fi、ベッド、ソファベッド、ゴミ箱

13. 建物配置図





14. 広島市立北部医療センター安佐市民病院患者家族等宿泊施設利用規定

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（以下「本院」という。）の患者・家族等宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本院に通院している患者及びその家族等の一時的な宿泊に供するため、宿泊施設を置く。

(利用者の範囲)

第3条 宿泊施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本院通院治療センターに通院するがん患者及びその家族（付添い等）で、通院治療のため一時的な宿泊が必要と本院の医師が認めた者
- (2) 本院眼科で日帰り手術を受ける又は受けた患者及びその家族（付添い等）で、一時的な宿泊が必要と本院の医師が認めた者
- (3) その他本院の病院長が認めた者

(利用の期間等)

第4条 宿泊施設を利用できる期間は、最長で30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、本院の医師が治療のため必要と認めた場合は、その治療期間内で利用期間を延長することができる。

3 宿泊施設の利用時間は次のとおりとする。

利用開始日 午後3時から

利用終了日 午前10時まで

上記以外の日 終日

4 利用開始日のみの利用(宿泊を伴わない利用)はできないものとする。

(利用料金・利用人数)

第5条 宿泊施設の1室当たりの利用料金は、1日2,000円(消費税を含む)とする。

2 利用料金の算定に係る利用日数は、利用開始日の翌日から利用終了日までの日数とする。

3 利用料金の支払いは、原則として、前払いとし、すでに納付された利用料は返納しない。ただし、天災等やむを得ない事由により利用の取消があった場合及び第7条の規定により利用の変更等を行った場合につき、前項に定める利用料を利用者に返還する。

4 1室当たりの利用人数は、2人以下とする。

(利用の申込み及び許可)

第6条 宿泊施設の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、利用する日の属する月の前月から利用する日の前日までに利用の予約(担当医師に申出)をすることができる。

2 利用希望者は、利用当日、宿泊施設利用申込書(別紙1)(以下「利用申込書」という。)の必要事項を記入し、担当医師の承認を得たうえで病院長(事務室総務課、以下同じ)に提出するものとする。

3 利用希望者は、前項の申込みを行う際、所定の利用料金を支払わなければならない。

4 病院長は前2項の手続きが適正に行われた場合、利用を許可するものとし、宿泊施設利用許可証(別紙2)及び領収書(別紙3)を利用希望者に交付する。

(利用の変更等)

第7条 利用希望者が申込内容を変更するとき又は利用の取消をするときは、速やかにその旨を担当医師に申出を行い、担当医師の承認を得たうえで病院長に宿泊施設利用変更申込書（別紙4）を提出し許可を受けるものとする。

2 前項の変更により、利用料金の追加が発生する場合は、変更申込書を提出した際に追加となる利用料金を支払わなければならない。また、利用料金の超過が発生する場合は利用者に返還するものとする。

(遵守事項)

第8条 宿泊施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を許可された者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (2) 備品の移動及び持出しを無断で行わないこと。
- (3) 利用する部屋の戸締り及び火気に注意すること。
- (4) 宿泊施設の鍵の受渡及び返還は、病院長の指示に従い行うこと。
- (5) その他本院の病院長が必要と認めた事項

(利用の取消等)

第9条 病院長は、利用者が前条に規定する遵守事項に違反し、宿泊施設の運営に重大な支障を生じさせたときは又はそのおそれがあるときは、利用の取消又は利用の停止をすることができる。

2 病院長は、前項に定めるもののほか、本院において緊急に使用する必要が生じたときは、利用の取消又は利用条件を変更することができる。

(補償責任)

第10条 本院は、前条の規定により生じた利用者の損害につき、補償の責を負わない。

(損害の弁償)

第11条 利用者が故意又は過失により宿泊施設、これに附帯する設備又は備品等に損傷等の損害を与えたときは、遅滞なく現状に回復し又は損害を弁償しなければならない。

(事務)

第12条 宿泊施設の維持及び管理に関する事務は、広島市立北部医療センター安佐市民病院事務室総務課において処理をする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、宿泊施設の利用に関し必要な事項は、本院が定める。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。